

補助金

(163) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(177)

第3章
第1節
第7
農林水産省

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)新市場創出対策費
	(項)農業経営対策費
	(項)担い手育成・確保等対策費
	(項)農業生産基盤整備推進費
	(項)国産農産物生産・供給体制強化対策費
	(項)国産農産物生産基盤強化等対策費
	(項)農業・食品産業強化対策費
	(項)6次産業化市場規模拡大対策費
	(項)農業農村整備事業費
	(項)農山漁村活性化対策費
	(項)農業施設災害復旧事業費
	東日本大震災復興特別会計
	(組織)水産庁
	(項)農林水産業復興政策費
部 局 等	農林水産本省、水産庁、5農政局、北海道農政事務所
補助等の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	道、県7、団体3、計11補助事業者等 (県1、団体2、計3事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	県2、市2、町5、団体6、計15間接補助事業者等 (県1、市2、町2、団体6、計11事業主体)
補助事業等	農業用施設災害復旧事業、水利施設等保全高度化事業、担い手育成・確保等対策事業費補助金(平成27年度以前は、農業経営対策事業費補助金)等
事業費の合計	3,674,026,108 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,318,558,375 円
不当と認める事業費の合計	237,355,697 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	186,943,057 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、38 道県、608 市町村及び 1,256 団体等において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1 県、4 市町、8 団体、計 13 事業主体(うち 1 事業主体が補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当する。)が実施した農業用施設災害復旧事業、水利施設等保全高度化事業、担い手育成・確保等対策事業(平成 27 年度以前は、農業経営対策事業)等に係る国庫補助金 186,943,057 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの

4 件 不当と認める国庫補助金 15,559,861 円

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

3 件 不当と認める国庫補助金 115,078,376 円

(3) 工事の設計が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 26,597,515 円

(4) 工事の施工が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 11,997,018 円

(5) 計画が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 6,900,000 円

(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,729,245 円

(7) 事業を実施していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,400,882 円

(8) 事業の一部を実施していなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,680,160 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないなどのもの 4 件 不当と認める国庫補助金 15,559,861 円

農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を継続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 9,000,000 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(165) 農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所等	福岡県(事業主体)	担い手育成・確保等対策事業費補助金等	25、26 29、30	368,875 (368,875)	368,875	6,000 (6,000)	6,000